

資料3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案

改正後	改正前
<p>(食品廃棄物等の発生の抑制)</p> <p>第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと。</p> <p>四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるための工夫を行うこと。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(食品廃棄物等の発生の抑制)</p> <p>第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと。</p> <p>四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。